相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市伊勢田町北山三〇番地一一、最後の住所京都府宇治市伊勢田町北山三〇番地の一一　被相続人　亡　鳥取　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

京都市西京区川島有栖川町七番地三　ＫＯＥＩビル三階　弁護士法人古川・片田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区南船場一丁目二〇番地、最後の住所京都府京田辺市薪山垣外五三番地六　被相続人　亡　世貝五十三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

京都府京田辺市田辺中央一丁目五番地五　橋本ビル五階　京田辺法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中筋　斉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市蒜山西茅部八一五番地、最後の住所岡山県真庭市蒜山西茅部八一五番地　被相続人　亡　西村　重春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

岡山県真庭市勝山三三九番地三　事務所岡山県真庭市勝山三三九番地三　相続財産管理人　司法書士　下垣　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市西愛宕町五番八号　被相続人　亡　西川　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

広島県呉市両城二丁目一一八番地、最後の住所広島県呉市西愛宕町五番八号　被相続人　亡　西川　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

広島県呉市中央六丁目九番二三号　サンヒルズビル二階　相続財産管理人　弁護士　中野　誠吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県長門市日置中三三〇〇番地、最後の住所山口県山口市三和町一一番四一号　被相続人　亡　山縣　光明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

山口県防府市大字向島六二八番地　相続財産管理人　司法書士　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市朔日市八八四番地二、最後の住所愛媛県西条市飯岡三四〇二番地福武荘　被相続人　亡　村上ウメコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

愛媛県松山市菅沢町甲七一六番地一一　相続財産管理人　司法書士　野本真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市神田一六七番地二八、最後の住所高知県高知市朝倉甲六〇四番地一西川ハイツ二〇二号　被相続人　亡　堀川　静香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

高知県高知市本町五丁目二番一七号高知本町ビル五階　相続財産管理人　弁護士　森　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県対馬市厳原町豆酘瀬一三八番地、最後の住所佐賀県佐賀市金立町大字金立一五四四番地一一九　被相続人　亡　上原　春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

佐賀県佐賀市城内二丁目三番二二号　相続財産管理人　司法書士　宮﨑雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県藤津郡嬉野町大字下宿丁五六一番地、最後の住所佐賀県藤津郡嬉野町大字下宿丁一一六三番地　被相続人　亡　富永　辰輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲一二〇番地　相続財産管理人　久間　敏行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所長崎県北高来郡諫早町（以下不明）　被相続人　亡　山田米太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

長崎県諫早市小船越町六一七番地一一　相続財産管理人　中鋪　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市杭出津二丁目四八三番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松尾　康徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

長崎県諫早市高城町五番一〇号諫早商工会館四〇四号　相続財産管理人　樋口由紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市駅前本町八九一番地、最後の住所大分県別府市上原町六番二二号生活倶楽部心　被相続人　亡　猪原トヨコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十七日

大分県大分市大字鴛野九五九番地の一四　相続財産管理人　川井　祐二

無縁墳墓等改葬公告

このたび、東大谷墓地管理規程第十七条により無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年六月二十七日

一　墳墓等所在地　京都府京都市東山区粟田口東大谷山一番地

一　墳墓等の名称　東大谷墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳につき墓地番号及び氏名　二区七二号木村ハナ、三区九二号不詳一体、三三〇号川崎トウ、川崎キク、川崎徳次郎、川崎市次郎、川崎カツ、川崎文三、川崎丈之助、川崎みつ、川崎恵美子、川崎祐一、不詳一体、三八五号古沢定七、古沢スエ、古沢定次郎、古沢栄之助、佐々木テイ、北村與市、北村好子、四区七一号山田玉尾、山田秀吉、不詳五体、一三一号不詳一体、五区九九号西浦次郎、西浦甲子三、西浦つや、一五四号不詳一体、二二四号奥村シケ、西川辰之助、六区一七四号初代新兵衛、二代新兵衛、三代源三郎、四代新兵衛、新次郎、ツネ、エン、三〇七号丹羽房次郎、荒川伝七、丹羽友三郎、丹羽直三郎、若松弥三郎、荒川重之助、橋本寿、丹羽トラ、丹羽朱、三七五号不詳一体、三七七号原田忠平治、モヨ、不詳一体、七区七四号俣野清兵衛、俣野ヤス、俣野繁次、俣野徳兵衛、一八四号中尾源助、前田善平衛、前田すへ、七区四八七号塩本ゑい、塩本た●ゑ、塩本伊佐夫、塩本慎一、塩本伊三郎、七区七〇三号和田いく、和田アイ、